

## 町長メッセージ

この度、政府は、神奈川県を含む首都圏 1 都 3 県に対する「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の解除を決定しました。

1 月 7 日に本県を含む 1 都 3 県に対し 2 度目の緊急事態宣言が発出され、その後、エリア拡大や期間の延長を経て、約 2 か月半という長期間にわたり不自由な生活や経済活動が続いてきましたが、感染拡大の防止に献身的に努めてくださいました町民および町内事業者の皆さま方に対しまして改めて感謝を申し上げます。

本町におきましても、この緊急事態宣言の解除を受け、町立施設の運営・利用等の制限を緩和することにしました。ご利用時には引き続き、「3密の回避」等の実践にご協力をお願いいたします。

宣言は解除されましたが、今後も感染のリバウンド（再拡大）を引き起こさないよう気を緩めることなく、国から示されている「新しい生活様式」を各自の日常に取り入れるとともに、各業界や県が策定した「感染拡大防止ガイドライン」などを踏まえた事業運営を継続していく必要があります。

併せて、ご自身や身近な方の健康と大切な命を守り、さらには感染症の医療現場で必死に頑張ってくださいている医療従事者の方々の負担を減らすため、皆さま方には次の基本的な感染防止対策の実践を改めてお願いいたします。

（町民の皆さまへ）

- ・ 外食は、「黙食（だまって）」「個食（ひとりで）」昼夜を問わず、「マ

スク飲食（会話する時はマスクをつけて）」

- ・ 謝恩会や歓送迎会、新歓コンパなどの宴会は自粛
- ・ 花見は宴会なしで

（事業者の皆さまへ）

- ・ 店舗におけるアクリル板の設置などの飛沫対策
- ・ 業界ガイドラインの遵守

今後も引き続き、町民や事業者への支援、感染予防対策等に取り組みながら、暮らしと観光が両立した賑わいある新しい観光地・箱根を目指してまいりますので、皆さま方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和3年3月22日

箱根町長 勝俣浩行